埼玉県信用保証協会からのご案内

市町村小口企業保証（特別小口）の利用を希望される事業者の皆さまへ



本制度のご利用にあたりましては、以下のとおり納税要件が定められております。
保証協会への申込みにあたりましては、課税証明書や納税証明書等、課税・完納の確認できる書類のご提出が必要となります。

◇納税要件

申込受付日以前の1年間において、以下のいずれかの税目について課税があり、かつ当該税金を完納していること。

≪個人≫
- 所得税（源泉徴収による所得税を除く）
- 事業税
- 市町村民税（所得割が課税・完納されている）

≪法人≫
- 法人税
- 事業税
- 市町村民税（法人税割が課税・完納されている）

～ご依頼～

市町村での受付が完了した場合でも、課税証明書・納税証明書等の納税要件確認書類の添付がない際には、当協会の審査において、国税や県税の納税証明書等の提出をご依頼させていただきます。

お手数をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。



信用保証協会担当窓口のご案内

詳しくは、信用保証協会担当窓口までお問い合わせください。

さいたま営業部	保証一課 保証二課	TEL：048-647-4721 TEL：048-647-4722	川越支店	保証一課 保証二課	TEL：049-249-1681
熊谷支店	保証課	TEL：048-521-5221	春日部支店	保証課	TEL：048-731-7311

(2026.08)